

アジア・オセアニア編

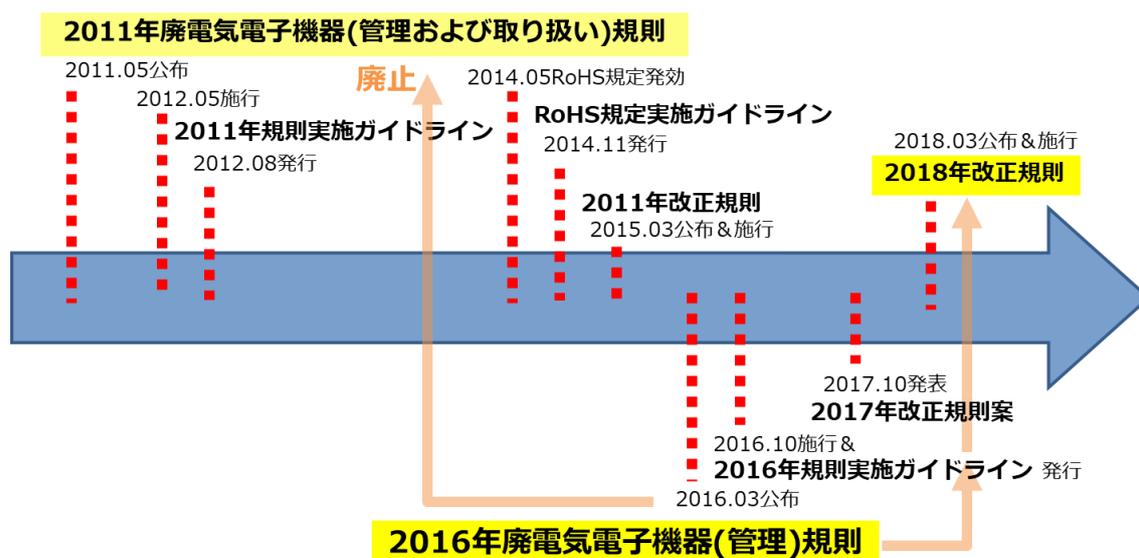
【1】 インド：廃電気電子機器管理規制 ——対象製品の大幅拡大・EPR 証書によるリサイクル目標の管理——製品系 **全 6 ページ**

法律/政策の名称	1. 2016 年廃電気電子機器 (管理) 規則 2. 2018 年廃電気電子機器 (管理) 改正規則 3. 2022 年廃電気電子機器 (管理) 規則
現地語名称	1. <a href="#">E-Waste (Management) Rules, 2016</a> 2. <a href="#">E-Waste (Management) Amendment Rules, 2018</a> 3. <a href="#">E-Waste (Management) Rules, 2022</a> <i>サンプルのためリンクは削除</i>
公布/施行日等	1. 2016 年 3 月 23 日公布、2016 年 10 月 1 日施行、 <b>2023 年 4 月 1 日廃止</b> 2. 2018 年 3 月 22 日公布および施行、 <b>2023 年 4 月 1 日廃止</b> 3. 2022 年 11 月 2 日公布、2023 年 4 月 1 日施行
カバー期間	2022 年 6 月初めから 2022 年 11 月終わり

バックグラウンド情報

■ 「2011 年規則公布」から「2016 年規則及び 2018 年改正規則」までの動き

インドでは 2011 年 5 月、拡大生産者責任の概念に基づく「2011 年廃電気電子機器規則 (管理および取り扱い) 規則」が公布されたが、E-waste の収集が思うように進まず、規則の運用の課題も浮き上がった。...サンプルのため省略...



## ■「2022 年廃電気電子機器 (管理) 規則」案の発表

2016 年規則が公布されてから約 6 年が経過しており、インド国内の生産者は、E-waste の収集のための導流を構築し、生産者責任組織 (PRO) やリサイクル事業者などと協力して、高い収集目標を達成するための努力を行ってきた。...サンプルのため省略...

## 最近の主な動向

### ■新しい廃電気電子機器 (管理) 規則の公布

インド環境森林気候変動省は 2022 年 11 月 2 日、現行の「2016 年廃電気電子機器 (管理) 規則」に置き換わる新しい規則「2022 年廃電気電子機器 (管理) 規則 (E-Waste (Management) Rules, 2022)」を公布した。本規則は 2023 年 4 月 1 日より施行される予定である。新規則の主なポイントは以下のとおりである。

### 対象製品の大幅な拡大

IT・通信機器や消費者向け電気電子機器に加え、...サンプルのため省略...が追加された。

(※法案時点より新たに追加された製品例を抜粋)

- **IT・情報通信機器【品目コード：ITEW1～27】**

インバーター、モデム、電子データ記憶装置

...サンプルのため省略...

- **実験機器【品目コード：LIW1～2】**

ガス分析器、電気電子部品を有する機器

サンプルのため以下タイトルのみ表示し、詳細は省略する。

### EPR 証書の取引による目標未達分の補填

### 環境補償金制度の導入

### リサイクル目標率の増加

### 生産者責任組織 (PRO) の廃止

## 今後の展開とスケジュール

### ■2023 年 4 月 1 日より新規則へ移行

インド国内では、「2022 年廃電気電子機器 (管理) 規則」の公布により、2023 年 4 月より本規則での E-waste 管理が始まる。...サンプルのため省略...

### EnviX 展望と見解

- **新規対象製品の生産者による EPR 認可取得手続き**

今回新しい E-waste 規則が公布されたことにより、先ず大きな動きを見せるのが、新しく追加された対象製品の生産者 (インド国内への輸入者を含む) による EPR 認可の申請である。現行の規則では、対象製品は、IT・通信機器と一部の消費者向け電気電子製品のみであったが、新規則により、大型・小型電気電子機器や電気・電子工具、玩具・レジャー・スポーツ用品、さらには医療機器までも対象に指定されている。そのため、これらの製品をインド国内に輸入する事業者を含む、国内の生産者は、EPR 計画書を提出し、認可を取得しなければ、製造や輸入を行うことができない。新規則は 2023 年 4 月より施行されるが、新たに EPR 義務を課される事業者にとっては、今のうちから規則の内容を把握し、EPR 認可取得に向けて動き出さなければならない。また、リサイクル目標未達の場合の EPR 証書の取引においても、事前に理解しておかなければならないため、専用ポータル の 使 い 方 も 熟 知 す る 必 要 が あ る 。

- **リサイクル目標達成の体制の再構築**

EPR 認可を取得し、事業活動を行う生産者にとって最も高いハードルとなるのが、リサイクル目標の達成である。近年販売を開始した生産者に対しては、販売数量に対する目標が 15~20% と設定されており、比較的緩やかな目標値であるが、自己の製品の平均寿命よりも長く操業している生産者に対しては、2023 年度より 60% の高い目標値が定められており、その後 2 年毎に 10% ずつ目標値が増加し、2027 年度以降は 80% のリサイクル目標を達成しなければならない。未達分については、EPR 証書の取引による補填が可能ではあるが、各生産者は E-waste の収集義務を果たす努力をしなければならない。現行規則では、生産者責任組織 (PRO) のサポートを受けて、リサイクル事業者とつながり、収集の導流を構築している企業も少なくない。しかし、新規則では、PRO の法的位置づけが取り払われ、法の下では管理されないプレーヤーとなってしまった。PRO が行っていた活動自体は制限されることはなく、生産者は引き続き彼らの支援を受けることは自己責任のもと可能ではある。そのため、生産者に求められることは、より信頼のできる PRO の選定と PRO の活動の監視である。PRO の法的な規定が削除された理由のひとつに、インフォーマル・セクターへの E-waste の流出が挙げられている。法的義務に則り登録した PRO でも、登録済みの事業者に引き渡すフォーマルな導流を確立できていない者もあり、今度サポートを受ける場合は、一般のビジネスと同様に、詳細な契約を交わした上で、PRO に委託する必要がある。また、PRO を介しての E-waste 収集で懸念されていたのが、リサイクル費用の増加である。

もちろん、PRO に委託するという事は、その分の費用がかかってしまい、トータルコストが上がることは周知の事実である。そのため、法的枠組みから放たれた PRO を今後の E-waste 収集および管理体制に組み入れるかどうかは、新規則における EPR 証書の取引や環境補償金制度などを理解した後に、生産者が判断しなければならない。

【2022.12.09 ky】

